

近世鷲巢門徒における伽藍維持について

鈴木順隆

一、はじめに

千葉県茂原市鷲巢の鷲山寺は法華宗（本門流）の大本山である。

寺伝によれば、日蓮大聖人が文永元年（一二六四）十一月十一日「小松原法難」の後、鎌倉への帰途、笠森観音堂で雨宿りの一夜を過ごされた。翌朝、鷲巢に住する小早川内記と出会い、内記は大聖人に自邸に逗留されることを懇請された。小早川邸の裏山に日輪勧請の祠があり、ここに雨露を防ぐ一間四面の小屋を結び一夏九旬、天下泰平、広宣流布の祈願をされ、内記とこの地に一寺建立することを約束し帰倉されたという。大聖人身延入山四年目の建治三年（一二七七）、宗祖は日弁聖人を召し前記の盟約により鷲巢に一寺を建立することを命じ開創されたのが鷲山寺である。これにより日蓮大聖人を開基と仰ぎ、開山を日弁聖人としている。

鷲山寺は過去に、四度焼失している。

天文四年（一五三五）四月十八日 焼失

万治元年（一六五八）十月十九日 落慶

寶永二年（一七〇五）三月五日 焼失

享保八年（一七二二）

落慶

文久二年（一八六二）五月十六日

焼失

慶応四年（一八六八）二月

落慶

昭和二十九年（一九五四）四月三日

焼失

昭和三十六年（一九六一）五月三日

落慶

天文以前の伽藍の規模は知ることができないが、本堂・寶塔・客殿・番神社・寶藏・鐘楼・鼓楼・書院・上庫裏・下庫裏・土藏・廊下があつたとの記録がある。寶永二年三月九日の火災の折り寺社奉行久世讚岐守宛届に

一、本堂十三間四面

一、客殿十三間に七間

一、書院九間に四間半

一、廊下六間に二間

一、庫裏十間に八間

一、鐘楼・鼓楼

一、番神社三間四面

一、骨堂二間四面

一、土藏五間に三間

一、厩三間に二間

の規模であり、これらの建物が悉く焼失したと報告している。御朱印は七石二斗、末寺は三十七ヶ寺である。

寶永二年三月五日の火災は、近隣の民家より出火、祖師堂六間四面三手先に切り込み建てるばかりの細工小屋に引火し全ての堂宇を失った。前年二十四世日証（證）が隠居し日實が晋山する貫首無住の時であった。二十五世日實は庫裏・客殿・書院を再興し諸材木を集め本堂を企画し遷化、二十六世日暹後を継ぎ享保二年（一七一七）八月二十七日起工した。祖師堂は本堂落成の五十八年後、天明元年（一七八一）宗祖五百遠忌の年完成している。⁽¹⁾

不受不施寛文の惣滅以後に弱体化した鷲巢門徒において、寺領も末寺も少ない鷲山寺において、これらの伽藍の維持は大変であった。特に諸堂の屋根は茅葺きであり、度々葺き替えなければならぬ。末寺からの奉加も難しく、有力な末寺の檀家や信徒に頼った。鷲山寺に残された唯一の記録である『青表紙』には説法の助力に依って諸堂宇が修復されたことが散見できる。

末寺もまた同様、居開帳や説法によって伽藍の維持をしていた。

二、開帳と説法

近世の寺院の収入は寺領からの収入・檀家からの布施や寄付等の収入によって寺院経営を行ってきた。幕藩体制の下に寺請制や檀家制によって寺の経営は安定していたように思われるが、すべての寺院が満たされていたわけではなく、ことがあれば伽藍の再建や修復のため経済的に支障をきたすことになる。

江戸幕府の寺社助勢には、被下金・拝借金と勸化がある。勸化には手続きによって、御免勸化と相對勸化に分けられる。御免勸化は老中・寺社奉行の連印による許可であり、相對勸化は寺社奉行のみの許可である。また私権化

も行われた。しかしこれらは、著名な有力寺院や幕府との関わりを持つ寺院に限られていた。その他に開帳の差許しがあった。

近世の開帳の目的が布教よりも、伽藍修復助成の理由で盛んに行われ、中でも嵯峨清涼寺釈迦如来、信濃善光寺阿弥陀如来、成田不動、身延山久遠寺祖師像が人気を博したことはよく知られる。他宗が有名な仏像や仏画が中心であったが、法華宗寺院では日蓮大聖人像の開帳が主であった。これは民衆の間に祖師信仰が強かったことを示している。また、境内の諸堂や本堂脇段に祀られた法華の守護神としての鬼子母神・妙見尊・稲荷・三十番神・大黒天等も民衆の信仰が集められた。開帳には開帳神仏のある寺社で行う居開帳と他の寺社を開帳場所として行う出開帳がある。

江戸において八品門流では、岡之宮光長寺が延享二年（一七四四）麻布光隆寺で宗祖御真筆御曼荼羅を出開帳している。⁽²⁾ 居開帳では啓運寺が寛政十年（一七九八）二月二十八日より六十日間毘沙門天木像、長國寺が文政六年（一八二二）三月三日より六十日間と文久二年（一八六二）七月二十八日より六十日間の本地妙見大菩薩鷲大明神の開帳がみられ、両寺とも伽藍再建の助成が目的であった。⁽³⁾ この本地妙見大菩薩鷲大明神は、鷲山寺の鎮守であったが、明和三年（一七六六）に長國寺日玄によって移され、浅草田甫西の寺「おとりさま」として江戸町人の信仰を集めて西の市として江戸の風物詩となった。

文久二年の開帳は安政二年（一八五五）十月二日の大震災で倒壊した諸堂復興の助成であり、前年十二月に寺社奉行牧野越中守に願いで、翌年二月六日井上河内守より許された。しかしこの開帳は江戸にて麻疹流行のため参詣者が少なく、⁽⁴⁾ 期待するほどの助成は得られなかったようである。

この年五月十六日、長國寺の本寺である鷲山寺が本堂・祖師堂を焼失した。前々年の万延元年（一八六〇）は日

弁聖人の五百五十遠忌であり、墓所のある水戸藩松岡領赤浜に、五百遠忌報恩謝徳の記念碑が鷲山寺五十二世日応・五十一世日證が発願主となり、岩城棚倉領仁井田村成願寺二十二世日領が造立願主となり、仁井田村・大津村・平潟村・神岡村等の近村檀方の助力により建立したのと同様、記念碑造立の動きがあった。水戸藩は文久二年二月大津村と天台宗長松寺に対して「長松寺の檀家で半壇とか唱日蓮宗引導を請ける者があると聞く、これは甚だ不都合であるので、已後は長松寺一方から法要を受けるように村内の者に徹底するように」と達した。⁽⁵⁾成願寺二十世・鷲山寺日恵（万延元年九月の曼荼羅本尊に三条殿猶子・鷲山寺七十五世・とあり。文久二年葉月には鷲山寺七十七世・要行寺四十七世とある。が、現在は除歴されている）の平潟村の豪商菊池半兵衛宛書簡に、「先年宝塔建立之節混雑ニ及ひ右等之儀共底意ニ相合ミ表向一村二宗之政事ニ事寄せ難題之儀と奉存候……大津旦那二宗は政事ニ抱候表向之儀被仰出候上は中々以御大身之領分下々之取計無覚束奉存候。」と述べているように、記念碑建立勸化の理由に託け水戸領内成願寺半壇家に弾圧をかけてきた。大津村の半壇の者は納得しなかったが、幾度かの達しにより長松寺の丸壇家となった。⁽⁷⁾

安政五年、江戸でコレラが流行し八月二十二日まで死者十二万八千二百二十人、跡煩分十八万人の患者が出たという。当地方では流行をみることはなかったが、翌年また流行し八月、「これらト申病氣はやはりはしめ也やみはしまりハ大津浜ニ而舟方よりやみ始、地人五十六人、及び人百五十人、其外村々五人三人ツ、シにける、此病氣ノ様子ハやみはしめハそくぎに折たをれ、其ま、にしす。又は四、五日の間ならゐてしす物有、先ハたすかる拾人の内三人くらいもの也」と松岡領足洗村の鈴木貞八は日記に記している。⁽⁸⁾この時、成願寺住職日恵は平潟村にて祈祷し、悪疫除大札四枚を認め町内に建てさせている。⁽⁹⁾また、大津村等の村民が病を避け成願寺に参籠している。コレラ騒動が治まった五年後の慶応元年（一八六五）、報恩の為に成願寺に寶蔵を建立したのである。この勧進帳には

大津村村民の名は一名もみられない。先の水戸藩の宗教政策によるものであろう。

武江年表には、文久二年夏半ばより江戸では麻疹が流行し、「七月より別て盛にして、命を失ふ者、幾千人なりや量るべからず、三味の寺院、去る午年暴瀉病流行の時に倍して、公験を以て日を約し、茶毘の烟とはなしぬ、故に寺院は葬式を行ふにいとまなく、……又七月の半よりは、暴瀉の病にまさりし急症やむ者多くこれあり」、さらに七月十五、二十六七日頃彗星が現れ江戸の町人は恐怖に陥っていた。このような状況の中で長國寺鷲大明神開帳が行われ「世上に麻疹暴瀉病等行る、故、詣人甚少し¹⁰⁾」と開帳の不成功が記されている。前の鈴木貞八日記にも松岡領内にてコレラが流行し、「村々ふるゐ候……信心よりの外有まぢき」とみえる。

麻疹、コレラ病の流行と水戸藩の政策は、鷲山寺本堂再建に影響を与えたに違いない。なぜならば、万治元年には長國寺壇坂本伝右衛門長弘が木曾檜で諸堂を再建し、享保八年の時は同じく長國寺壇大和屋吉田氏一類の力によつて再建され、伽藍の維持も長國寺に頼ることが大であったからである。

出開帳や居開帳の他に年間行事として一日々数日間行われる開帳があり、妙壽寺が正月・五・九月稲荷開帳千巻陀羅尼。本性寺が毎月の秋山自雲靈神開帳、正月・五月千巻陀羅尼、九月毘沙門開帳千巻陀羅尼。真源寺が毎月鬼子母神、正月・五・九月の千巻陀羅尼。長國寺の十一月の鷲大明神開帳がある。¹¹⁾

これらの開帳は、財源を確保すると同時に、教線拡張のため説法が行われてきた。説法もまた、本寺の貫首や随行者が伽藍復興勸化のために行った「巡化」や「開帳」とは別に、寺院の維持や伽藍修復のため諸寺で行われたのもこの時代である。

開帳の成功、不成功の鍵は説教師が握っていたとも云われる。説教には前座・中座・後座があり、一人の後座が開帳の期間中（六十日）をつとめるのが習わしであった。

三、說法者の資格

説法は談義・講教という名も用いたが、全ての僧が行えたものでなく、本山貫首及び本山の許状を持つ者、特に勸進のための説教には厳しい規定がなされた。

慶長十三年（一六〇八）身延久遠寺は、門末に発令した式目に、

一、不帶本山之許状弘通者談義停止事

一、於有弘通説法之志者詣本山可申請許文事

一、欲請談義之時不扱其人器量不可本山江卒爾申達事¹¹²⁾

寛文五年（一六六五）一致派関東諸本寺に制定された法式之条目の中に

一、本寺本山貫主之外ハ弘通並ニ勸進ノ説法ハ堅ク停止ノ事

附、本寺之代僧説法者ハ沙汰之外ノ事

一、他之住持或ハ寺建立ノ為或ハ供養ノ為或ハ教化ノ為ノ説法者沙汰之外為タル可キ事

一、所化衆者猥リニ談義致サルベカラズ事¹¹³⁾

年代は明らかでないが京都本能寺文書に諸末寺方一同之制法に、

一、或上人律師、或住持隱居、或上座学士、都鄙回国説法之僧徒、若不帶本寺之許状者、無自門他門之區別

縦雖有好仁一切不可執行之事、若其寺門流本寺之許状於帶之者、其住持与客僧相談次第可興行之、若至他

門本寺之許状者、勿論其住持并且方可為得意次第、自客僧方強而所望可為無用也、若於違犯者門徒追放

一、諸末寺住持方於其寺講演之儀、自本寺連々加吟味、者至不応之儀者可停止、於後日之講演之事

附、無意趣猥數日相累講説可為無用之事

一、談義之節、於堂内於器物、頻請一二錢等之儀、堅停止之事、若於違犯者門徒追放。¹⁴⁴

新設に合格した学徒も帰省し、その出身寺の師匠や壇信徒の前でただ一回だけの説法しか許されない。

日乘上人日記元禄十三年（一七〇〇）六月二十一日に「今日ハ慈眼新談義の後一座ハゆるすならいにて太田にて談義する也。父母のために諷誦よむ嚴王品新談義のごとし。後座日乗勤ム。法師品觀門ノ尺ノ下、聴衆堂ニ半あり」とみえる。¹⁴⁵

寛政元年（一七八九）三月寺社奉行に提出した文書によれば、鷲山寺の壇林は上総大沼田妙経寺にあった大沼田壇林であり、條箇・集解・玄義・文句の四階四部にわけられる。初発は條箇に入り百五十席講説聴聞し、三年半程で集解へ昇進。ここで一夏九旬三十席学び初めて談義説法（新説）が免ぜられ、新説合格の後、集解八十席合わせ七年で玄義へ進み、玄義は十年で玄義の上座となり説法諸国弘通が許され、新文句古文句と進み上座五列になり、上より五人目を座入、四人目を部頭、三人目を條箇の能化、二人目を集解の能化、一老を伴頭（玄能）と称した。玄能で本能の加役となり、五人は三年ずつ勤めて伴頭を隠居し本能化に請待され、三ヶ年首尾よく勤めれば満功となる。初発新来より本能まで三十七年程で満功退壇となり、住職資格は、上之寺は條能以上、中之寺は部頭以下古文句にて、下之寺は新文句玄義部の者、本寺には満功之内より有徳者を選ぶと規定されていた。¹⁴⁶

説法者の資格の他、寺院に於いても説教の免許が必要であったことが次の文書によって知ることができる。

此書者長國寺日勝上人当寺在住の砌御本山百日千座御名代相勤依勤功当寺直末之願申上候所御取上有之候得共時節茂可之旨御本山日潤聖師 被仰聞暫為褒美五八九月待盆彼岸夜講御免被成下候

宝暦元年（一七五一）辛未 十二月 十三世日増¹⁷⁾

この本妙寺文書は、壽潤日勝が寂した年のものであるので、百日千座説法の功績により本妙寺で説法が許されたことを後世に残すために書かれたのであろう。

天明六年（一七六六）

妙本寺ハ由緒有之旧跡故華頭喚鐘説法免許之如補任書 四月二十日正忌 七月十六日施餓鬼 十月二十日御影講¹⁸⁾

これらは、説法の資格がなくても寺の由緒等により、当代の貫首より年中行事の折り説法が許されたことを示しているものである。

ここで鷲山寺¹⁹⁾と鷲山寺の末成顕寺²⁰⁾と宝暦年間鷲山寺と通用した越後本成寺末富山楡原上行寺²¹⁾の年中行事における説法を表にしてみることにする。

年中行事としての説法

	鷲山寺	成顕寺	陣門楡原上行寺
一月	十三日正午当職説法 六月廿六日月並説法	毎月十三日・廿六日月並法談 但五・六月農業時故相止ル	十二日 祖師月並御講始
二月	時正 始・中・終 十三日 月並説法 廿六日 月並説法	時正 初・中・結 十五日 釋尊非滅現滅会	彼岸 中日・翌日談義 十五日 涅槃会談儀 廿六日 祠堂法事談義
三月	十三日 月並説法 廿六日 同断		三日 上巳 談義

四月	十三日 月並説法 廿六日 同断	八日 本仏非生現生会	八日 仏誕生 談義
五月	十二日 夕隔年新説僧登山夜説 十三日 昼説前座ノ勤月並 廿六日 月並説農業充最中止	五日 端午 談義 十六日 鬼子神祭礼談義	
六月	廿五日 昼説勤輪番 廿六日 前説当番未勤之正午説法当職	廿六日 開山師正忌 正午説法	
七月	十五日 盆施餓鬼 十四日 夜群集説法常住院勤 廿六日 月並	十六日 施餓鬼	十四日より十六日迄談義
八月	時正 初日説法 十三日 月並 廿六日 月並	時正 説法始中終	彼岸 二月と同
九月	十三日 説法 廿六日 月並	十三日 月並 廿六日 月並	十五日 番神宮祭礼談義
十月	十二日 如六月 十三日 正午 説法 前座ハ末寺ノ内当番 後座ハ当職 廿六日 月並	十二日 夜説 十三日 正午説法	十二日 談義
十一月	十三日 説法 廿六日 説法年中之結		

鷲山寺—寛政年間四十八世日穩 記録
成願寺—天明年間四十八世日穩 記録
上行寺—嘉永七年十二月

鷲山寺では十三世日乾以後貫首に就任すると四天木要行寺住職となり要行寺に住するので、一月の初登山、六月開山忌、十月の宗祖会は貫首が、その他は院代が行った。輪番とは東金上行寺と一松本興寺のことであった。

前の本妙寺では、五・八・九月の月待、孟蘭盆会・両彼岸であり、妙本寺は四月二十日天目聖人会、七月十六日盆施餓鬼、十月二十日宗祖会に説法が行われた。

四、伽藍修復の勸進説法

伽藍修復の勸進説法として著名なのは、池上本門寺第十一世仏壽院日現（一四九六〜一五六二）が祖師堂復興のため天文十九年（一五五〇）南総地方に親教、勝浦本行寺で二百余日にわたる布教をした。日現の遺志を受け継いだ十二世仏乘院日愷（一五五〇〜一五九八）は同本行寺で天正十年（一五八二）春、一日一座で五十日間の布教を行った。これが上総五十座説法の発祥であり、江戸時代には長座という名で各寺院で盛んに説法会が行なわれ、その浄財は本門寺護持の基金になり、大阪の百部、金沢の千部と共に法華経読誦のみではなく、説法するのが習わしで、説法者においては布教の三大検舞台などと讃えられたとい²²う。

鷲山寺で勸進のための説法は、天文四年（一五三五）四月十八日焼失以来仮普請であった諸堂を再興するため寛文五年（一六六五）不受布施の科により、看坊卓雄日通と共に出羽新庄戸沢能登守正誠に預けられた十六世日受

が、慶安五年（一六五三）二月二十日より六月一日まで行つた百座説法が初めてであり、談義數三百六拾余座とある。²³

鷲山寺青表紙から伽藍の建立修復と説法の關係を表にしてみることにする。

年月	建立修復建物	歴代	説法者	勸化
寶永三年（一七〇六）	庫裏・客殿・書院	二十五世日実		門中奉加
享保三年（一七一八） 三月二十日	本堂上棟 同屋根葺替	二十六世日暹		門中奉加
享保八年（一七二二）	本堂落慶	同		
享保末（ 元文二年（一七三七）頃	本堂葺替	二十七世日誠	壽潤日勝	三十座説法
延享二年（一七四五）	総葺替・二王門・書院・客殿修復、総門・長屋門 立替	三十一世日潤	壽潤日勝	百日千座説法
宝曆十一年 （一七六〇）六一	本堂葺替・客殿葺替	日潤企画 三十六世日孝		千部殘金
天明五年（一七五八）春	本堂葺替	四十七世日量		門中奉加
天明七年（一七八七） 九月二十日～十月一日	書院・茶の間・庫裏・廊下 四棟葺替	四十八世日穩	日穩	五百座説法
翌年二月十八～二十七日	総門内扣柱根継		前座妙経寺 陣僧専常院	
寛政五年（一七九三）冬 同 六年二月十日	客殿葺替	五十一世日祐	日祐	門中奉加 百座説法

慶応四年（一八六八）	祖師堂（本堂）再建落慶			
明治三十四年（一九〇二） 二月二十二（二十八）日	本堂内陣彩色 二王像・二王門修復	八十一世日弘	日弘	期間中 昼夜三座宛

次に鷲山寺末寺では、中本寺であった一松村本興寺にて堂建立のため勸進説法が行われたことが、七世で中興と称せられる久遠院日乗の寛文十二年（一六七二）十月十八日に記された本堂建立棟札によつて知ることが出来る。

この棟札裏書に、

当山入院寛文十二年五月十九日 五十一歳ノ時

一、寛文十二年季子ノ八月二十六日始テ同季十月十二日成就

一、鐘 寛文十三癸丑九月十三日

一、ワニグチ

一、百座 延宝二寅正月二十六日始 五月十三日終

一、書院 延宝二寅七月十八日始 十一月十三日成就

一、両尊 延宝三乙卯十二月十三日 萬部成就 開眼供養

一、百座 延宝四丙辰五月朔日始 八月十日終

とあり、日乗はこの時（延宝四年（一六七六）八月十日）に「百座成就之時」と記した御本尊を認めている。その後十一世信要院日證は本興寺本堂再興を発願し、元禄十年（一六九七）四月八日開眼供養を修した。その棟札には「一百座之勸進談義」とある。²⁴

岩井妙勝寺に蔵する日潤筆御本尊に「高藤山妙勝寺開基弁秀聖人延享三丙寅五月二十五日充当四百二十一年忌同

歳九月 日老百座成就処授与祈令法久住寺檀繁栄 二十一世鉢量院日真」とあり、後の鷲山寺四十一世日真が、弁秀日叡の祥月命日より、百日百座の説法を成し遂げたことが知れる。

東金上行寺境内にある題目碑の表に「読誦妙典三千部・法華演説三千座・二十四世中興日寛」、裏に「寛保二壬戌歳二月十五日 開眼法師鷲山寺日潤 有縁無縁法界方霊 時代日清」とあり、この記念碑は上行寺二十四世栄長日寛が三千部の読誦と三千座の説法の助力により現地に移転再興したことを示すものであり、二十六世日清が建立し、二十五世であつた日潤が開眼した。

壽潤日勝の千座・開山日弁四百五十遠忌千部会企画・妙勝寺日真の百座・上行寺日寛の三千座等、日潤が関っている。日潤は布教院由善日潤で、江戸下谷長國寺で示寂した沼津本光寺二十世日満の弟子で大沼田檀林二十三世、長國寺・上行寺代。宝永二年（一七〇五）焼失した鷲山寺復興の功労者である長國寺檀大和屋吉田氏は外護者であり、五百座説法の日穩は弟子で、吉田氏の俗縁である。

五、壽潤日勝の説法

鷲山寺門徒の中で説法回数が記録されているのに壽潤日勝がいる。

北茨城市成願寺の什物として残されている楕円形の科註箱には底に、

於本山百日 二 千座 一日 二 十座宛

諸所〇〇

数 三千座成就 年来

二十八才ノ時

江戸下谷 長國寺

九世 壽潤 日長

納之

戊辰

二月七〇良

大塚山什物

現住日遠

胴表 津輕牡丹紋と丸に三つ柏紋

胴表 寛政萬季之〇年丁巳四月二十八日

施主 櫻村卯兵衛

大正十五年旧七月十六日塗替之

塗納入 仁井田 櫻村子之吉

とあり、成願寺過去帳にも四日に、「長國寺日勝上人 九世字壽海科註宮納之 本山百日千座ノ談義僧」と記されている。この科註箱には壽潤日長と記されているが、他にみられる資料ではすべて、百日千座説法の僧は壽潤日勝と記されている。日勝は日長とも名乗ったのであろうか、過去帳の壽海は壽潤の間違いであろう。

壽潤は百日千座説法の前に鷲山寺にて三十座説法を行っている。科註箱に「諸所〇〇数三千座成就年来二十八才の時」とあり、日勝は二十八才の時三千座の説法を成し遂げたことになる。戊辰とあるので壽潤日勝が寛延四年

(二七五一) 四月四日寂しているので、それ以前の戊辰の年は延享五年(二七四八・七月十二日に寛延と改元される)の二月に成願寺に納められたことになる。鷲山寺では三十二世に日暹晋山し、継目の使僧として日玄が成願寺に下向した。その時、この科註箱を日勝より預かり持参したのであろう。日勝より科註箱を譲られた日遠とはどのような僧であったのか。

成願寺鬼子母神宮殿の書き付けに

弟子渡辺伝吉

常州多珂郡棚倉領仁井田村 工匠 當邑 東小川幸右衛門

同 渡辺藤七

長柄郡二ノ宮座

上総國鷲ノ巢長國山鷲山寺直末

大塚山成願寺

右者檀家之内老若男女願主

現當二世大願成就 時代 十三世看主

觀成院智賢日遠

奉建立宮殿鬼子母神 生國者上総國鷲之巢村

向井氏俗生

寺旦繁栄人法常隆 同國 大沼田談林

初転法輪山妙法経講寺

十二世正光院日幽弟子

寛延元戊辰年

母 了運院妙達

十一月吉日

養母 信行院妙定日高

筆者同國本山

後代之現住壹遍御回向

當職三十二世

奉頼候

日暹弟子智閑日玄

企

同年春彼岸説法ノ砌り少々勸ル 本山日暹登山被遊續目の僧居越二月二十六日迄説法智閑相勤

右弁師ノ宮殿 同断 是ハ當村

大森市左エ門 施主

開山日弁聖人の宮殿は、延享五年五月二十六日に成就したことは日遠の書き付けにより明らかである。

観成院智賢日遠は成願寺十二世日普に随い上総より来た僧であり、享保十一年（一七二六）九世日住建立の客殿を造作し、延享三年七月に完成、日普が延享二年三月二十三日遷化した後に看主となると客殿欄間に墨書している。さらに、同年十一月十六日「本門大秘法一萬部成就」の記念碑を建立した。この記念碑には当寺十三世院代日遠砌とあり、鬼子母神宮殿には看主とある。十三世院代・十三世看主とは十二世日普の示寂後、住職が決まらずにいた。成願寺は九世日住代に永聖寺跡となり、日遠は住職資格がなかったため院代・看主と云う資格名を使用したのであろう。当寺の記録には贈位、後に十三世となると記載されている。

影山先生は『日蓮宗布教の研究』の中で、「史伝記録の中に何千何万と法華経を誦誦した人、それがまた布教者

にして決してすくなく見出されることである」と述べ、これは布教者の修養方法であるとしている。²⁶⁾

鷲巢門徒の代表的説法者である日勝が一万部読誦した日遠に科註箱を与え、大沼田檀林二十七世日考が住職となるや日遠は長國寺塔頭了遠院に移り、明和元年（一七六四）八月二十三日に示寂するなど興味深いことである。

智閑日玄は巡化説法であるうか二月二十六日より三月六日迄成願寺に下向し説法、十一月に再び下向し板書し、客殿及び開山宮殿・鬼子母神宮殿・梵鐘の開眼導師をつとめたと推測する。年代は確定できないが江戸中期とみられる『大本山鷲山寺記録写』に、

一、門中直末ノ寺ニ而開眼供養ノ寺致候節ハ本寺江相願ヒ御差圖ヲ受名代歎直開眼歎當職之可任差圖事

と規定されていたように、鷲山寺門末寺院は勝手に開眼法要を営むことができなかつたからである。

壽潤日勝は示寂年令が不明なため、生涯に何座の説法を行ったか知ることができなかったからである。

『日蓮宗布教の研究』に、在世中（二六八六〜一七四四）に二万二千四百座の説法を行った境妙日統の事績が述べられている。これによれば、日統は十九歳から三十四歳までの十六年間一万座を成就した。一年間に六百二十五座、毎日日一、七座強の説法をした計算になるとある。²⁷⁾

細草檀林に学んだ富士大石寺三十五世日穩は享保元年（一七一六）の生まれで、十六歳で入檀し新説は二十二歳。四十三歳で能化職についた。²⁸⁾ 細草では条箇三ヶ年・集解三ヶ年聴講し、玄義部に入って一年ないし二年の後に新説が許され、玄義部を六〜七年、文句部を九〜十年修め諸国弘通が許された。²⁹⁾

大沼田檀林で学び、寶曆十年（一七六〇）鷲山寺と通用した越後本成寺二十八世日修の伝記によれば、日修は正徳二年（一七一三）の生まれ、五歳で出家、享保五年（一七二〇）十月九歳で大沼田檀林に入り、享保八年（一七二三）六月十二歳で新説。十三歳で三澤檀林に移り、寛延三年（一七五〇）には勝劣派の触頭である丸山本妙寺住

職と檀林伴頭を兼職した。⁸⁰⁾

壽潤日勝が本成寺日修と同じく九歳で入檀したとして、説教諸国弘通が許されるまで前述の大沼田檀林規定によれば、約十七年程かかるので二十六歳となる。とすれば二十八歳まで三千座の説法は不可能であろう。

前の清水本妙寺文書によれば、百日千座説法は日潤の名代とある。百日千座説法の以前、二十七世日誠の時代にも三十座説法をしている。日誠の示寂が元文四年（一七三九）であるから、三十座説法は千座説法の七年以前である。玄義に昇進するまで約七年程聴聞し下の寺（又末の寺）の住職になる資格が与えられる。⁸¹⁾

本寺伽藍修復の為、壇林の所化が貫首名代を勤めるのであるから壽潤日勝は広長舌の僧であったのであろう。十八歳から説法を始めたと仮定し二十八歳まで十年間に三千座、一ヶ年間に三百座勤めたことになる。前記の境妙院日統が行った説法数には及ばないが、日勝はそれにしても、百日で千座一日に十座勤めるということは驚異的なことである。ところで百日千座説法が何時行われたか記録が見つからない。船頭給下村女契授与の日潤曼茶羅により延享元年（一七七八）三月に企画、延享二年十二月七日の日付で、寄付之豊田金三郎授与の釋沙門壽潤日勝花押がある宗祖形木本尊⁸²⁾によつて百日千座興行はこの年としたい。また延享三年霜月日付の日潤曼茶羅が船頭給地区に五幅残⁸³⁾されている。

これは飽く迄推測であるが、日勝は延享元年三月に日潤の命を受け百日千座説法を興行するにあたり、一年半原稿を推敲し説法の座に臨んだと思える。

皆如日乘は、元禄十二年（一六九九）八月二十九日「明日談義せんとして文とも取出ス」、九月一日「一、往太田談義、聴衆七十人程有由也。一、未師下如来使の事下也」、三日「終日書物を見ル」、四日「往太田。一、談義動ム。一、若有悪人ノ下、聴衆百人斗」、五日「明日談義する也」、七日ハ市故也。終日書物見る也」、六日「往太田

談義、文句ノ末尺、一昨日の文残也。聴衆百五十人斗也。一、要詮十三回忌廻向法会、妙通三七日、了静初七日談義二廻向頼ム也」、七日「要詮十三回廻向として十疋伊兵衛遣ス。昨日談義二廻向セシ靈也」と日記に記し、當時の説法の情況を示し、日乗は必ず談義の前には草稿を作り高座に登った。

日乗は深草元政の高足で漢詩和歌をも善くし、徳川光圀に招かれて光圀が母谷久子菩提の為に常陸の太田に建立した久昌寺の摩訶衍庵の開山となった僧である。元禄十二年は日乗五十二歳である。日勝は二十歳代であり千座説法には、話の草稿にはそれ相当の日数を有したに違いない。

同じく、元禄六年（一六九三）二月彼岸会の始・中日・結願に宝塔品について談義をしている。結願の二十四日の条に、

午前説法。

一、宝塔品。戒。聴衆満堂、信、観、円、仙、海等聴聞、誦文ニ佛具屋講の千部の廻向、兼テ法雲廻向。太田

□中よりの施主也。

一、談義前具遍来らる。視師遷化の節事承る。正念臨終の事有難事也。

一、科註箱、なし地、りんほうまきゑ也。

一、水性念珠、視師遷化ノ此、予に与へよとて具遍に命じおかれて、今日持参、則、今日談義ニ用て廻向し侍る。⁸⁸

とある。

二月十二日、久昌寺三昧堂壇林化主であった日視が江戸延命院で示寂した。日乗は「当時希有ノ学行円備せる師、世をさり給ふ事、為法なげかはしき事也」と記している。⁸⁹

具遍は、梨地に輪宝の蒔絵をほどこした科註箱と水晶の数珠を日視の遺品として持参、日乗は当日の説法に使用した。この日の記事によつて、説法には追善供養の施主があり、科註箱が使用されていたこと。科註箱を有能な者に与えたことが知れる。

鷺山寺においても、追善供養のための説法が行われたに違いない。まして長期にわたる説法では、『青表紙』に記される「千部一日の施主」とあるように、説法においても施主を集つたのではなからうか。興行の後、念願の普請が成就し、その施主に貫首は曼荼羅本尊を授与したと考えられる。

五、おわりに

地震による被害を比較するのによく元禄大地震が取り上げられる。元禄大地震は、元禄十六年（一七〇三）十一月二十三日丑の刻に、千葉県東南海底を震源とする地震で小田原から千葉県下に甚大な被害を及ぼした。特に九十里海岸では、家の倒壊のみならず津波による流失により壊滅的被害を受け、この時小湊誕生寺が流失したことはよく知られている。鷺山寺の末寺は海岸にある。多くの檀徒が溺死したことは、各寺院に残された過去帳や墓碑によつて明らかである。この地震の一年五ヶ月後の寶永二年三月五日に鷺山寺は焼失した。

一松本興寺には六百数十名の法名が刻まれた大位牌が祀られ、鷺山寺には宝暦三年（一七五三）三十二世日暹代に建立された記念碑があり、その台座には犠牲者の村別人数が、塔には溺死者都合二千百五十四人と刻まれている。

壽潤日勝の三千座、栄長日寛の三千座、日真の百座説法が行われたのもこの時代である。日勝は日潤の名代とし

て、日寛の記念碑は開眼導師して、日真には記念の曼荼羅を授与するなど日潤が説法を大いに奨励したことは明らかである。また、宝暦五年（一七五五）七月二十四日の千葉県一帯を襲った大暴風雨により倒壊した大沼田壇林の復興を企画し、講堂を再建したのも長國寺日潤であり、開山日弁四百五十遠忌に千部法要を企画したのも日潤である。

また、天明期の五百座説法の日穩も日潤の弟子である。日潤の院号は布教院といい、その院号の如く一生を説法に力を入れたのである。本年二月十一日は、日潤の二百五十遠忌にあたる。

宝暦以後、度重なる天変地異による凶作は農村寺院を窮地に立たせたことであろう。このような状態の中で定期的になくはならない屋根葺替は、説法の助力によるものが大であった。説法が布教を目的に行われたは当然であるが、鷲山寺は末寺が少ない割りには、過分の伽藍であり、また棟数も多い。伽藍維持のため度々の末寺への奉加勧進は難しいであろうということで、勸化説法が行われたのである。

今、九十九里地方で孟蘭盆施餓鬼法要に高座にての諷誦文誦誦は勸化説法の法式よりおこったものではないであろうか。

註

- (1) 青表紙 鷲山寺蔵
- (2) 開帳差免帳
- (3) 開帳差免帳・武江年表（巻の十一）
- (4)

- (5) 北茨城市史 上巻 四九四頁
- (6) 北茨城市史 七 三〜五頁
- (8) 武江年表(巻の十一)
- (10) 日蓮宗の諸問題 一五八〜一六三頁
- (11) 日蓮宗布教の研究 四二〇頁
- (12) 本能寺史料 本山篇 下 二八頁
- (13) 日乗上人日記 二八頁
- (14) 日乗上人日記 二八頁
- (15) 日乗上人日記 二八頁
- (16) 青表紙
- (17) 大崎学報 一二〇号 一〇五頁
- (18) 青表紙
- (19) 青表紙写本(木島事正本)
- (20) 成顕寺年中行事記録 日穩筆
- (21) 法華宗全書 史料篇 第三巻 二四二頁
- (22) 日蓮宗事典 八五二頁

日乗は京都の生まれ、深草元政に師事鷹峯檀林に学ぶ、徳川光圀に招かれ常陸に來た。光圀は日乗のために久昌寺十坊の頭に摩訶衍庵を建て庵主となし、久昌寺の院代に命じて寺務を総括させた。元祿四年(一六九一)元日から元祿十六年(一七〇三)二月十五日までの日誌は日乗上人日記とよばれ、毎日の天候・寺の行事・当時の世相・光圀の実生活を詳細に知ることができる常陸地方における一級の資料である。昭和二十九年に刊行された。

近世驚異門徒における伽藍維持について

- (23) 大崎学報一二〇号 九五頁
- (24) 昭和三十五年四月の『一松山藏神躰目録 日確調記』によれば日乗・日證筆棟札は本堂建立棟札とある。
- (25) 成頭寺宮殿板書
- (26) 日蓮宗布教の研究 二七六頁
- (27) 同 二七〇頁
- (28) 富士宗学全集第五卷 二八五頁
- (29) 日蓮正宗史の研究 五〇六頁
- (30) 法華宗全書 史料篇 第一卷 一五頁
- (31) 青表紙
- (32) 法華宗寶藏寺の昔と今 八一頁
- (34) 茂原市豊田家蔵
- (33) 日乗上人日記 七四七〜七四九頁
- (35) 同 二二七頁
- (36) 同 二二五頁
- (37) 同 二二五頁

〈キーワード〉 鷲巢門徒 開帳 説教 大沼田檀林 日乗上人日記